

連

平成 年 月 日 税務署長殿		所 管 連 接 親 法 人 経 理 責 任 者 旧 納 税 地 及 び 旧 法 人 名 等 添 付 書 類	業 種 目 概 況 書 要 否 別 表 等 整 理 番 号 (印)	連 結 申 告 整 理 番 号 連 結 事 業 年 度 (至) 売 上 金 額 申 告 年 月 日 通 信 日 付 印 年 月 日 貸 借 対 照 表 、 損 益 計 算 書 、 株 主 (社 員) 資 本 等 利 潤 計 算 書 又 は 損 益 金 処 分 表 、 期 末 貸 借 状 況 表 、 事 業 概 況 書 、 組 織 再 編 成 に 係 る 書 類 等 の 写 し 、 組 織 再 編 成 に 係 る 書 類 等 の 明 細 書	連結申告 一連番号	
納税地 電話() -					連結グループ 整理番号	
(フリガナ) 連結親法人名					連結事業年度(至)	
法人番号					売上金額 兆 千 百 万	
(フリガナ) 代表者自署押印					申告年月日 年 月 日	
代表者住所					通信日付印 確認印 庁指定 局指定 指導等区分	
					年月日 申告区分	
					法人税 中間 期間 修正 地方法人税 中間 期間 修正	
					適用額明細書 提出の有無 (印) (印)	
					税理士法第30条の書面提出有 (印) 税理士法第33条の2の書面提出有 (印)	

平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日 連結事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税
平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日 (連結中間申告の平成 年 月 日)
(場合の計算期間 平成 年 月 日)

申告書

申告書

(平成 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算		十億 百万 千 円		十億 百万 千 円	
連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	1	十億 百万 千 円	控除税額 (別表六の二(一)6の③))	14	十億 百万 千 円
法人税額 (45)	2	□□□□□□□□□□	外國税額 (別表六の二(二)16))	15	□□□□□□□□□□
法人税額の特別控除額 (別表六の二(三)22+別表六の二(四)18+別表六の二(五)12+別表六の二(六)21+別表六の二(八)32+別表六の二(九)50)+別表六の二(十)42+別表六の二(十一)55+別表六の二(十二)66+別表六の二(十三)78+別表六の二(十四)89+別表六の二(十五)18+別表六の二(十六)39+別表六の二(十七)37+別表六の二(十八)38+別表六の二(十九)49+別表六の二(二十)50+別表六の二(二十一)61+別表六の二(二十二)72+別表六の二(二十三)19)	3	□□□□□□□□□□	計 (14)+(15)	16	□□□□□□□□□□
差引法人税額 (2)-(3)	4	□□□□□□□□□□	控除した金額 (10)	17	□□□□□□□□□□
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5	□□□□□□□□□□	控除しなかった金額 (16)-(17)	18	□□□□□□□□□□
土利課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)25+別表三(三)20))	6	□□□□□□□□□□	土地譲渡税額 (別表三(二)27))	19	□□□□□□□□□□
地 益 讓 渡 金 同上にに対する税額 (19)+(20)+(21)	7	□□□□□□□□□□	同 (別表三(二)28))	20	□□□□□□□□□□
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8	□□□□□□□□□□	同 (別表三(三)23))	21	□□□□□□□□□□
仮設経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9	□□□□□□□□□□	この申告による還付金額 (18)	22	□□□□□□□□□□
控除税額 ((8)-(9))+(16)のうち少ない金額	10	□□□□□□□□□□	連結中間納付額 (12)-(11)	23	□□□□□□□□□□
差引連結所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)	11	□□□□□□□□□□	連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額	24	□□□□□□□□□□
連結中間申告分の法人税額	12	□□□□□□□□□□	計 (22)+(23)+(24)	25	□□□□□□□□□□
差引この申告により納付すべき法人税額 (11)-(12) (連結中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(23)へ記入)	13	□□□□□□□□□□	この申告前の連結所得金額又は連結欠損金額 (48)	26	□□□□□□□□□□

この申告書による地方法人税額の計算

この申告による地方法人税額の計算		十億 百万 千 円		十億 百万 千 円	
課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	30	十億 百万 千 円	この申告による還付金額 (35)-(34)	37	外
所得地方法人税額 (47)	31	□□□□□□□□□□	この申告前の課税標準法人税額 (55)	38	□□□□□□□□□□
外國税額の控除額 (別表六の二(二)20))	32	□□□□□□□□□□	この申告により納付すべき地方法人税額 (59)	39	□□□□□□□□□□
仮設経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	33	□□□□□□□□□□	還する金融機関等 を受ける場合 の開きと 等		銀 行 金庫・組合 農協・漁協
差引地方法人税額 (31)-(32)-(33)	34	□□□□□□□□□□	本店・支店 出張所 本所・支所		預 金
中間申告分の地方法人税額	35	□□□□□□□□□□	口座番号		ゆうちょ銀行の 貯金記号番号
差引確定地方法人税額 (34)-(35) (中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(37)へ記入)	36	□□□□□□□□□□	※ 税務署処理欄		-